

平成 29 年度 神戸市地域防災計画（原子力等事故災害）の主な改定内容

1 経緯

○現行の神戸市地域防災計画における原子力事故災害の規定

- ・放射性物質事故災害…放射性物質を保有する施設や運搬中における事故に係る災害予防対策及び災害応急対策
- ・原子力発電所事故災害…福井県内の原子力発電所における事故災害により、避難が必要となった他県住民を本市に受け入れる際の広域避難体制等

○県地域防災計画（原子力等防災計画）の修正（H28.6）

- ・県は、核燃料物質等の輸送中の事故を想定した対策が中心であった地域防災計画（原子力等防災計画）（平成 13 年作成）について、福島第 1 原子力発電所の事故やその後の国、関西広域連合の対応等による原子力防災を取り巻く環境の変化に対応するため、福井エリアの原子力発電所の事故への対応を盛り込んだ修正を行った。
- ・その中で、これまで市計画で対象としてこなかった災害想定や、想定に基づく市町の業務の基本的指針が示されたため、これらを踏まえた修正を行う。

2 修正のポイント

○基本方針

県計画では、「原子力施設の事故により県域において避難・一時移転が必要となる可能性は小さいことから、基本的に自然災害に備えて整備した防災体制や防災施設・設備の有効活用を図る」とされており、市計画の修正もこの方針に則る。

○大規模事故災害編 第 6 章の名称を変更

原子力事故災害 → 原子力等事故災害
(=原子力発電所事故災害と放射性物質事故災害)

○節立ての見直し

- ・6-1 活動体制の確立（新設）
- ・6-2 放射性物質事故災害（現行の 6-1 を再編）
- ・6-3 原子力発電所事故災害（現行の 6-2 を再編）

○災害想定

- ・放射性物質事故災害の災害想定に、放射性物質の不法投棄を追加する。
- ・原子力発電所事故災害として、下表の災害を想定する。

災害の発生場所	福井県内の原子力発電所
災害の内容	何らかの原因で原子力発電所から大量の放射性物質が環境中に放出される事態
災害の規模	市内において飲食物の摂取制限、屋内退避等の緊急防護措置を講じる必要が生じる規模

○福井県内の原子力発電所における事故災害に係る新たな規定

- ・災害が発生した場合の活動体制を新たに規定（災害対策本部の設置、職員の動員）
- ・市域に避難指示が発令される場合等に備えた災害予防対策、災害応急対策、災害復旧計画を新たに規定

3 概要

大規模事故災害対策編

第6章 原子力等事故災害

6-1 災害時の活動体制の確立

(1) 活動体制の確立

- ・自然災害時と同様の組織体制で対応する（共通編の規定を準用）こととし、事故災害対策連絡会、事故災害警戒本部、事故災害対策本部を設置する。

(2) 災害時の動員（職員配備計画）

- ・自然災害時に準じた動員体制を新たに位置づけ（共通編の規定を準用）。

6-2 放射性物質事故災害

2. 災害予防対策

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

- ・事故の覚知後の県及び消防庁への報告体制、庁内の連絡体制の構築を進める。

(2) 放射性物質事故災害に関する知識の普及啓発

- ・関係機関と連携し、市民が放射性物質事故災害に関する正しい知識を得られるよう、啓発活動を実施する。

3. 災害応急対策

(1) 放射性物質の不法廃棄等への対応

- ・放射性物質を発見した旨の通報を受けたときは、確認・連絡すべき事項を踏まえ、県、原子力規制委員会に連絡するとともに、必要に応じて放射線量の測定、周囲の立入禁止等の措置をとる。

6-3 原子力発電所事故災害

1. 基本方針

- ・本市では、原子力施設の事故により市域において避難・一時移転が必要となる可能性は小さいことから、自然災害に備えて整備した防災体制や防災施設・設備の有効活用を図ることを基本とする。

2. 災害予防対策

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

- ・原子力発電所事故災害が発生した場合、放射性物質事故災害に準じて庁内の連絡体制を確保する。

(2) モニタリング体制の整備

- ・国が公表するモニタリングポストの測定結果等により、モニタリング情報を収集する。

(3) 防護措置に係る体制の整備

- ・防護措置の必要性を判断するため、情報の迅速な収集と住民への伝達体制の整備を行うとともに、汚染検査や避難退域時検査のための資器材調達に努める。

(4) 県外からの避難の受け入れ体制の整備

- ・広域避難ガイドラインに沿って受け入れに協力することとし、受け入れ体制の整備に向けて、避難元との情報連絡体制や受入体制の整備、避難所の指定、必要物資の把握及び配布手順の確認について事前に検討する。

(5) 原子力発電所事故災害に関する知識の普及啓発

- ・市民が原子力発電所事故災害に関する正しい理解を深めることができるよう、県や関係機関と連携し、普及啓発を行う。

3. 災害応急対策

(1) 防災関係機関等との連携

- ・防災関係機関等との連携は、地震・津波対策編の規定に準じて実施する。また、必要に応じて、民間事業者等との協定に基づき協力を要請する。

(2) 市民への広報

- ・災害発生時には、被災状況、応急対策の実施状況、住民の取るべき措置等について積極的に広報を行う。広報事項の内容は確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報を行う。

(3) モニタリング活動の実施

- ・国がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータを監視し、県や国と連携し、市内への影響を調査する。
- ・水道部は、国からの指示等により、水道水の放射性物質の濃度測定を実施する。

(4) 屋内退避等防護措置の実施

- ・国から屋内退避等の指示があった場合、速やかに住民に対し広報を行うとともに、住民の屋内退避や避難・一時移転を実施し、必要に応じて避難所の開設・運営を行う。
- ・県内他市町域への広域一時移転の必要があると認めるときは、県に報告の上、必要な事項を示して県内他市町に被災住民の受け入れを協議する。他の都道府県への広域一時移転の必要があると認めるときは、県に対し必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受け入れを協議するよう求める。

(5) 医療及び健康相談の実施

- ・住民等を対象とする健康相談等の実施、相談窓口の設置、医療救護活動の実施について検討を進める。

(6) 飲料水・食品等の出荷制限、摂取制限

- ・国及び県からの指示又は要請があった場合、及び自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超えるとき等は、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

4. 県外からの避難者の受入れ

(1) 広域避難に係る情報伝達と避難所の開設・運営

- ・県からの要請に基づき、関係部局や避難所の施設管理者に連絡し、避難所の開設準備を行う。

(2) 受入れができない場合

- ・災害等やむを得ない理由で広域避難の受入れが困難となった場合、速やかに県に報告する。

(3) 避難所の開設・運営

- ・他の自然災害と同様に避難所ごとに職員を配置し、人員が不足する場合は県に応援職員を派遣するよう要請する。避難所の開設期間は、おおむね2か月程度を目安とする。

(4) 避難所の運営の引継ぎ

- ・避難者の受入れがおおむね完了し、避難元市町による避難所での運営体制が整った段階で、避難元市町と協議し、避難者の受入れ及び避難所の運営に関する業務を避難元市町に引き継ぐ。

(5) 避難者の相談および情報提供

- ・避難者の様々な意見・相談等に適切に対応できるよう避難元市町が必要に応じて設ける相談窓口の設置に協力する。

5. 災害復旧計画

(1) 放射性物質による環境汚染への対処

- ・事業者等が行う放射性物質による環境汚染の除去に対し、必要な協力を行う。

(2) 各種制限措置の解除

- ・県から各種制限措置の解除の指示があったときは、応急対策として実施された立入制限、飲料水・食品等の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の制限措置を解除する。

(3) 風評被害等の影響の軽減

- ・風評による影響を受けた観光などの業界に対し、地元製品のPR、誘客キャンペーン、物産展等による支援を検討する。

(4) 心身の健康相談体制の整備

- ・防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康調査を実施するとともに、こころのケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価の必要性を考慮する。